府令・省令

○内閣府
財務省令第一号
農林水産省

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十五号）及び農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第六十五号）の施行に伴い、並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十六条第二項、第四十一条、第百七条第二項、第百十条の八、第百十条の十七第一項及び第二項、第百十八条の三第一項及び第二項並びに第百十八条の五並びに農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第三十五条第五号の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎

農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令

農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条の二　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第一条の二**　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　（略）	三の二　（略）
五～九　（略）	四～八　（略）
十　法第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務に関する事項	（新設）
十一　法第百十一条又は法第百十二条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三の規定による資金の貸付け及び法第百十二条の二の規定による資産の買取りに関する事項	九　法第百十一条又は法第百十二条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三の規定による資金の貸付けに関する事項
十二～十四　（略）	十～十二　（略）
（責任準備金の額等）	（責任準備金の額等）
第十五条　（略）	**第十五条**　（略）
2　機構は、毎事業年度の保険料等（責任準備金戻入れを除く。）が当該事業年度の債権償却費等を下回つた場合は、その下回つた金額（以下この条において「損失額」という。）を限度として責任準備金を取り崩し、当該損失額を補塡するものとする。	2　機構は、毎事業年度の保険料等（責任準備金戻入れを除く。）が当該事業年度の債権償却費等を下回つた場合は、その下回つた金額（以下本条において「損失額」という。）を限度として責任準備金を取り崩し、当該損失額を補てんするものとする。
3　第一項の責任準備金は、前項の規定により損失額を補塡する場合を除き、取り崩してはならない。	3　第一項の責任準備金は、前項の規定により損失額を補てんする場合を除き、取り崩してはならない。
4　機構は、第二項の規定により補塡することのできない損失額があるときは、その金額を繰越欠損金として整理するものとする。	4　機構は、第二項の規定により補てんすることのできない損失額があるときは、その金額を繰越欠損金として整理するものとする。
（負担金又は特定負担金の決定に係る報告事項）	（負担金の決定に係る報告事項）
第三十一条　令第三十五条第五号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第三十一条**　令第三十五条第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一・二　（略）	一・二　（略）